

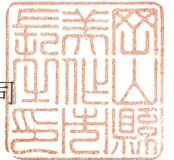


美作市公告第32号

事後審査型一般競争入札(条件付)を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和8年7月9日

美作市長 萩原 誠 司



記

1. 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 工 事 名 | 梶並浄水場 前処理繊維ろ過施設更新工事 |
| (2) 施工場所 | 美作市 右手 地内 |
| (3) 工 期 | 契約の日から令和9年3月31日 |
| (4) 工事概要 | 梶並浄水場
前処理ろ過装置(長繊維ろリエステル(184組/基)) N=3基
循環ポンプ(2.2Kw・2P・200V・60HZ) N=1基
流量調整弁(AGV・3B・80A・SCS13A) N=1基 |
| (5) 発注業種 | 機械器具設置工事 |
| (6) 工事種目 | 機械器具設置工事 |
| (7) 施工方式 | 単体企業(以下「単体」という) |
| (8) 上限(予定)価格 | 事前公表 金55,638,000円
(消費税及び地方消費税10%を含む。) |
| (9) 最低制限価格の有無 | 有 |
| (10) 低入札価格調査の有無 | 無 |
| (11) 契約保証金 | 有(請負代金額の100分の10以上) |
| (12) 支払条件 | 前金払 有(請負代金額の10分の4以内)
※前払金保証事業会社の保証が必要
中間前金払 有(請負代金額の10分の2以内) |
| (13) 建設リサイクル法 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられています。 |
| (14) 施工担当課 | 都市整備部上下水道課 |

2. 入札参加資格等

入札に参加できるものは、以下の条件を満たす単体とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格要件

入札参加者は美作市事後審査型一般競争入札公告共通事項（以下「公告共通事項」という。）第1項及び下記に掲げる要件を公告日において全て満たす者でなければならない。

①本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものでないこと。

受託者：「美作市（直営）」であることから①は削除する。

②入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において関連がないこと。

③ ②に掲げた資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次のいずれかに該当することをいう。

ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子親会社をいう）の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ) 上記アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 単体の資格要件

①日本国内に本店又は支店を有する者

※「本店又は支店」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、「本店」は、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう）のことを指し、「支店」とは、令和8・9年度美作市入札参加資格審査申請において委任先の営業所としているものをいう。

②建設業法の規定により、機械器具設置工事について特定建設業の許可を有する者であること。

③美作市契約規則（平成26年規則第33号。以下「契約規則」という。）第2条第3項の別記1の建設工事請負契約入札参加資格に規定する資格を有する者で、令和8・9年度美作市入札参加資格審査申請書に添付した、機械器具設置工事の経営事項審査の総合評定値が710点以上の者であること。

④施工実績に関しては、元請けとして、平成29年4月以降に日本国内で施設に係る機械器具設置工事（浄水設備）の新設又は更新工事を受注し施工した実績（C O R I N Sで完了実績が証明されるもの又は請負契約書・図面等で実績が確認できるものに限る）を有する者であること。

⑤次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者。

ア) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3カ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

イ) 監理技術者にあつては、機械器具設置工事の監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

ウ) その他詳細は公告共通事項第3項によるものとする。

なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ専任の必要もない。

3. 入札手続等

(1) 入札参加表明

①参加表明期間

令和8年7月9日午前9時から令和8年8月5日午後5時まで

②参加表明方法

岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、参加表明書（入札参加資格確認申請書）提出の処理により行うこと。

(2) 設計図書の閲覧及び取得

①取得方法

美作市ホームページより取得すること。

②閲覧及び取得期間

令和8年8月5日午後5時まで

(3) 設計図書に対する質問

①質問及び回答書閲覧方法

設計図書に対する質問は、所定の様式をメールで送信すること。送信後、必ず電話で送信を連絡すること。電話連絡がなかった場合、質問は受付けないものとする。回答は美作市ホームページに掲載する。

※E-mail: kanzai@city.mimasaka.lg.jp（美作市総務部契約管財課）

連絡先 0868-72-0929（美作市総務部契約管財課）

②質問受付期限及び回答閲覧可能日

質問受付期限 令和8年7月24日午後3時まで（土日祝日は除く。）

回答閲覧可能日 令和8年7月31日以降

(4) 提出書類

本入札に参加表明を行なった者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

①一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号）

②工事施工実績調書（様式2号）

実績工事のCORINSの写しを添付。登録していない場合、請負契約書の写し並びに図面の写し（配置図、各階平面図、面積表等で実績が確認できるもの）を添付すること。

③監理技術者等配置予定調書（様式3号）

{「法令による免許・国家資格」の写し、入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用があることを証明する書類の写し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付}

提出期限：令和8年8月5日午後5時まで

提出先：美作市総務部契約管財課へ持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限ることとし、提出期限必着とする。）で提出すること。

（5）入札の受付

①入札期日

令和8年8月6日午前9時から令和8年8月7日午前10時まで

②入札方法

電子入札システムを利用し、応札すること。この際、入札金額の内訳書を付して応札すること。内訳書と入札内容の相違が認められるときは失格となる場合があります。

③入札回数 1回まで

④開札執行日時及び場所

令和8年8月7日午前10時00分 美作市役所 2階 会議室9

（6）事後審査

第一落札候補者となったものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

①建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

②特定建設業の許可証明書の写し

③営業所一覧表（建設業許可申請別表の写し）

④資本関係・人的関係等に関する調書（様式4号）

⑤460円分の切手を貼付し、宛名を記載した定型（長3）の封筒
（審査結果通知用）

提出期限：令和8年8月24日午後3時まで

提出先：美作市総務部契約管財課へ持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限ることとし、提出期限必着とする。）で提出すること。

（7）入札参加資格がないとされた理由の説明要求

通知を受け取った日から起算して5日以内にメールで送信すること。送信後、必ず電話で送信を連絡すること。電話連絡がなかった場合、受付けないものとする。

E-mail : kanzai@city.mimasaka.lg.jp (美作市総務部契約管財課)

連絡先 0868-72-0929 (美作市総務部契約管財課)

(8) 入札結果の公表

落札決定した日の翌日以降に岡山県電子入札共同利用システムの入札情報公開システム又は美作市ホームページで公表する。

5. その他

(1) 地元業者への下請負

地元業者の受注機会の確保及び育成を目的として、下請負工事や資材等については、地元業者への発注及び調達に努めること。

【問い合わせ先】

〒707-8501

岡山県美作市美来1番地

美作市役所 総務部 契約管財課

電話 (代)0868-72-1111 (直)0868-72-0929

E-mail : kanzai@city.mimasaka.lg.jp